

埼労発基 1206 第 7 号
平成 30 年 12 月 6 日

各 位

埼玉労働局長



改定最低賃金額に係る広報について（協力依頼）

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、埼玉県最低賃金の改正に続き、本年 12 月 1 日から 5 業種の特定（産業別）最低賃金が改正発効いたしました。

つきましては、同封のポスターの掲示、リーフレットの配布のほか貴機関・団体で発行される広報誌、及びホームページに改定最低賃金額に関する記事を掲載していただきたくお願い申し上げます。

なお、参考までに広報誌の掲載用例文を同封いたしますので、広報誌に掲載いただきました場合は、当局労働基準部賃金室に当該広報誌を郵送又はファックスにより送付いただきますようお願い申し上げます。

また、リーフレットは、埼玉労働局ホームページからダウンロードできますので、ご利用いただきますようお願いいたします。

(例文)

—埼玉県最低賃金改正のお知らせ—

平成30年10月1日から埼玉県最低賃金は時間額898円(引上げ額27円)となりました。埼玉県最低賃金は、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

更に、平成30年12月1日から5業種の特定(産業別)最低賃金の時間額がそれぞれ、非鉄金属は924円、電子部品は930円、輸送機械は939円、光学機械は938円、自動車小売は936円となりました。

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室(電話048-600-6205)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

埼玉県最低賃金	時間額	引上げ額	改正発効日
	898円	27円	H30.10.1
特定(産業別)最低賃金			
略称	時間額	引上げ額	改正発効日
非鉄金属	924円	20円	H30.12.1
電子部品	930円	21円	
輸送機械	939円	21円	
光学機械	938円	21円	
自動車小売	936円	20円	